

松江市総合計画・総合戦略推進会議設置要綱

(設置)

第1条 松江市総合計画条例（平成27年松江市条例第25号）第3条の規定により、松江市が策定する松江市総合計画（以下「総合計画」という。）の進捗状況の検証、並びにまち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条第1項の規定により、松江市が策定する松江市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）の進捗状況の検証及び策定を行うため、松江市総合計画・総合戦略推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(構成員)

第2条 推進会議は、総合計画の検証、総合戦略の検証及び策定に当たり、広く有識者その他産官学金労言士医地の意見を聞き、あわせて松江市における地方創生の推進を図るため、市長が必要と認める者により構成する。

2 委員は、30名以内とする。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第4条 推進会議に会長を置く。

2 会長は、委員の中から市長が指名する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議の開催)

第5条 推進会議の会議は、会長が招集する。ただし、委員の委嘱後最初の推進会議は、市長が招集する。

2 推進会議の会議は、会長が議長となる。

3 推進会議は、必要があると認めたときは、会議に委員以外の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(専門部会)

第6条 推進会議には、必要に応じて専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、会長の指名する委員をもって組織する。

3 専門部会は、会長が招集し、会長が議長となる。

(庶務)

第7条 推進会議及び専門部会の庶務は、政策部政策企画課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年10月29日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年5月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月3日から施行する。